

## 令和4年度 佐賀県職員（文化財保護主事〔埋蔵文化財分野〕）の募集について

### 1 職種、採用予定人員等

職種	分野	採用予定人員	主な勤務箇所（予定）	職務内容
文化財保護主事	埋蔵文化財分野	3名程度	文化課、県立の博物館施設、図書館等	埋蔵文化財の発掘・調査研究及び文化財の保存活用に関する業務

### 2 受験資格

昭和62年4月2日以降に生まれ、次のいずれにも該当する人。

- ・ 大学又は大学院において文化財に関する専門課程を修了した又は採用予定日までに修了見込み
- ・ 博物館法に定める学芸員となる資格を有する又は採用予定日までに資格取得見込み

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- (1) 禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 選考の方法、日時及び場所

#### (1) 第1次試験

選考の方法	日時・場所	備考
論文試験及び専門試験（記述式による専門性評価及び記述能力等評価）	日時：令和4年8月6日（土） 場所：佐賀県庁 （佐賀市城内 1-1-59）	詳細については、別途応募者に連絡します。

#### (2) 第2次試験

選考の方法	日時・場所	備考
面接試験（人物評価及び口頭試問）	日時：令和4年9月3日（土） 場所：佐賀市内	詳細については、第1次試験の合格通知とともにお知らせします。

### 4 合格発表

#### (1) 第1次試験

令和4年8月下旬頃（文書で通知します。）

#### (2) 第2次試験

令和4年9月中旬頃（文書で通知します。）

### 5 採用予定の時期

令和5年4月1日以降。

博物館法に定める学芸員となる資格を取得できない場合は、正式採用されない場合があ

ります。

ただし、大学又は大学院において文化財に関する専門課程を修了し、博物館法に定める学芸員となる資格を有している人で、本人の同意が得られた場合は、令和5年3月31日以前に採用されることもあります。

## 6 給与（現行）

- (1) 給料月額 大学新卒者の場合 182,900円  
経歴等により、上記の額以上になる場合があります。
- (2) このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。

## 7 応募方法

### (1) 必要書類

- ア 受験申込書（別添様式）  
インターネット申込の場合は、「受験申込書」は不要です。
- イ 履歴書（別添様式）
- ウ 調査研究業績調書（別添様式）
- エ 学芸員資格取得証明書の写し  
取得見込みの者については、当該資格を取得見込みであることを証明するものを提出。
- オ 成績証明書の写し（大学学部以上のもの）

### (2) 申込方法

- ア インターネット申込の場合  
佐賀県ホームページから直接インターネットで申し込む場合は、申込画面上の注意事項をよく確認のうえお申し込みください。（ご使用の機種や環境によって、一部対応できない場合があります。）  
佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>） 申請・届出 電子申請システム
- イ 持参又は郵送の場合  
募集要領に添付の様式又は佐賀県ホームページからダウンロードした「受験申込書」に記入し、受験申込書以外の必要書類とともに以下の提出先に持参又は郵送してください。

提出先 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県総務部人事課人事担当

郵送による場合は、封筒の表に「佐賀県職員（文化財保護主事〔埋蔵文化財分野〕）受験申込書在中」と朱書きの上、簡易書留郵便で送付してください。

### (3) その他

募集期間内に必要書類を全て提出してください。

募集期間内に必要書類が全て提出されなかった場合及び書類に不備があった場合には、申込みは無効となります。

## 8 募集期間

令和4年6月21日（火）から令和4年7月15日（金）まで

電子申請による場合は、令和4年6月21日（火）9時〔JST〕から令和4年7月15日（金）17時〔JST〕までに県のサーバーに到着したもので受け付けます。電子申請では、時間に余裕をもってお申し込みください。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによるシステムトラブルの責任

は一切負いませんので予め御了承ください。

郵送による場合は、令和4年7月15日（金）の消印のあるものまで受け付けます。

#### 9 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方ではありません。）。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、8時30分から17時15分までの間に人事課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等の閉庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
総合得点及び順位	合格者発表の日から1か月間	総務部人事課 佐賀市城内一丁目1番59号

#### 10 問い合わせ先

不明な点があれば、下記に電話でお問い合わせください。

佐賀県総務部人事課人事担当 電話 0952-25-7011（直通）

この選考試験の実施に伴い御提出いただいた個人情報は、採用選考のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム (<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>) で定めています。